

奈良県告示第四百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、窪田土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十六年七月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	松村 良雄	生駒郡安堵町大字窪田八八―七	
〃	増井 勝美	〃	二〇六
〃	山嶋 敏文	〃	二〇二
〃	西埜 恒雄	〃	一三一
〃	小仲 三郎	〃	三五六
〃	巽 清隆	〃	四一三
〃	岸田 誠	〃	一一二二
〃	堀口 幸二	〃	五七八―一
〃	森川 裕司	〃	一一一八
〃	勝田 清一	〃	一二
監事	増田 清	〃	一三二
〃	馬場 清	〃	五七〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	馬場 清	生駒郡安堵町大字窪田五七〇	
〃	西埜 順一	〃	一八一
〃	吉井 誠一	〃	五〇〇―一
〃	吉村 操	〃	一六一
〃	中本 茂昭	〃	二一〇
〃	山口 博義	〃	三四二
〃	磯部 隆一	〃	一一一四
〃	堀口 善友	〃	一一〇七―一
〃	松河 伸卓	〃	一一〇〇
〃	中川 高志	〃	一〇六

〃 監事

勝田 三宅

清一 正樹

〃 〃

一五
二九